

雇児保発1225第1号
平成27年12月25日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
（公 印 省 略）

「児童福祉法施行規則第6条の9第1号の規定に基づき厚生労働大臣の定める者」（昭和63年厚生省告示第163号）の取扱いについて

保育施策の推進については、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保育士試験の受験資格については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の9及び「児童福祉法施行規則第6条の9第1号の規定に基づき厚生労働大臣の定める者」（昭和63年厚生省告示第163号）等で定められているところです。

平成28年以降に行われる保育士試験においては、4月に筆記試験が行われることに伴い、受験申請が試験実施年度の前年度中（平成28年4月の保育士試験においては平成28年1月から2月）に行われることに鑑み、下記の者については、受験申請の際に在学を証明する書類の交付がある場合には、試験が実施される「年度中に卒業（62単位以上修得）することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者」として取り扱うことといたします。（受験申請時期が早まり、これまでは受験資格があるものとされていた者について、前年度中に受験申請が行われるため、学校側から卒業（又は単位履修）見込みを証明する書類の交付がなかった場合が想定されます。）

この取扱いについては、試験の実施年度において卒業（所定の単位修得）ができなかった場合は、受験資格がなかったものとして試験の結果は無効になりますのでご留意下さい。

記

- 1 試験実施日において、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学に 1 年以上在学している者
- 2 試験実施日において、学校教育法による高等専門学校の最終学年に在学している者
- 3 試験実施日において、学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の専攻科(修業年限 2 年以上のものに限る。)又は特別支援学校の専攻科(修業年限 2 年以上のものに限る。)の最終学年に在学している者
- 4 試験実施日において、学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限 2 年以上のものに限る。)若しくは各種学校(同法第 90 条第 1 項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限 2 年以上のものに限る。)の最終学年に在学している者